

# 果樹共済 重要事項説明書

## 契約概要・注意喚起情報・その他注意点のご説明

この「説明書」は、果樹共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。

必ずご一読いただき、果樹共済の内容をよくご確認、ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、事業規程をご参照いただくか、岐阜県農業共済組合(以下「組合」といいます。)へお問い合わせください。

「契約概要」：共済の仕組みの内容をご理解いただくための事項です。

「注意喚起情報」：お申込みに際して共済契約者に不利益になる事項等、特にご注意ください事項です。

## I. 「契約概要」の項目

### 1. 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業保険法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、組合、国の二段階により、各々が責任の一部を負担し危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

#### (1) 共済関係の成立について

- ① 果樹共済の共済関係は、果実の収穫を目的とする果樹(りんご・なし・もも・かき)に係る栽培の業務が5アール(類区分ごとの栽培面積)以上の場合、栽培を行う全てを果樹共済に付することを申込み、この組合がこれを承諾することによって、成立します。
- ② 果樹共済加入申込書兼変更届出書の提出  
必要事項を記載した果樹共済加入申込書兼変更届出書(以下「加入申込書」という。)を提出期日までに組合に提出するよう事業規程で定められています。
- ③ 申込みの承諾を拒む場合  
申込みに係る果樹が申込みできる果樹の全てでないときは、この承諾を拒みます。
- ④ 栽培する果樹が以下の事項に該当する場合は、引受対象から除外させていただきます。  
ア. 類区分ごとの栽培面積が5アールに達しないこと。  
イ. 共済事故の発生が相当な確実さをもって見通されること。  
ウ. 標準収穫量、基準生産金額の適正な決定が困難であること。  
エ. 減収金額若しくは生産金額減少額の適正な決定が困難であること。  
オ. 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難であること。  
カ. 果樹の栽培が果樹の収穫を目的としていないこと。  
キ. 通常の肥培管理が行われず若しくは行われぬおそれがあること。

### 2. 補償の内容(支払事由・免責・支払わない場合について)

#### (1) 引受(加入)方式と内容について

引受方式		共済目的	内容
全相殺方式	減収方式	りんご・なし・もも・かき	JA等の出荷資料等、青色申告書等又は確定申告関係書類により組合員単位で果実の減収を損害の対象とする方式
	品質方式	りんご・なし・もも・かき	JA等の出荷資料等により組合員単位で果実の減収及び品質の低下による減収を損害の対象とする方式
半相殺方式	減収総合方式	一般方式	りんご・なし・もも・かき 組合員単位で被害樹園地の減収分のみに より損害を把握する方式
		短縮方式	りんご・なし・かき 組合員単位で被害樹園地の減収分のみに より損害を把握する短縮共済責任期間の 方式
地域インデックス方式		りんご・なし・もも・かき	組合員単位で樹種ごとの県統計単収を用いて損害を把握する方式
災害収入共済方式		なし・かき	JA等の出荷資料等から収穫量及び生産金額を把握し、果実の減収又は品質の低下を

		伴う生産金額の減少による損害を共済の対象とする方式
--	--	---------------------------

(2) 支払開始割合と補償割合について

引受方式ごとの支払開始割合（共済限度額割合）及び付保割合（補償割合）は次の表のとおりです。

引受方式		支払開始割合	補償限度割合	付保割合
全相殺減収方式 全相殺品質方式		2割	7割	7割～4割
		3割	6割	6割～4割
		4割	5割	5割～4割
半相殺方式	減収総合方式	3割	7割	7割～4割
		4割	6割	6割～4割
		5割	5割	5割～4割
地域インデックス方式		1割	9割	9割～4割
		2割	8割	8割～4割
		3割	7割	7割～4割

引受方式	共済限度額割合	付保割合
災害収入共済方式	8割	8割～4割
	7割	7割～4割
	6割	6割～4割

(3) 類区分ごとの加入方式について

類区分ごとの引受（加入）方式は次の表のとおりです。

共済目的	区分	類区分		引受方式
りんご	第1区分	1類	早生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のりんご	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
なし	第1区分	1類	早生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	中生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	晩生の品種のなし	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	6類		全相殺減収方式
	第3区分	4類	日本なしの品種のなし	地域インデックス方式
	第4区分	6類		災害収入共済方式
もも	第1区分	1類	生食用早生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		2類	生食用中生及び晩生の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
		3類	加工用の品種のもも	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式
	第2区分	4類		全相殺減収方式
	第3区分	4類		地域インデックス方式
かき	第1区分	1類	甘がきの品種のかき	全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

	第2区分	3類	全相殺減収方式
	第3区分	3類	地域インデックス方式
	第4区分	3類	災害収入共済方式

**(4) 共済事故について**

共済責任期間中に発生した損害で、補償の対象としている事故（以下「共済事故」という。）は、次のとおりとなっています。

風水害、干害、ひょう害、寒害、雪害、その他の気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害による果実の減収。

**(5) 支払責任のない損害について**

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次のような場合には共済金の一部、又は全額をお支払いできないことがあります。

- ① 戦争その他の変乱によって生じた損害。
- ② 組合員又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害。
- ③ 組合員と同じ世帯に属する親族の故意による損害（その親族が加入者に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く。）。

**(6) 共済金の支払いについて**

農林水産省が定める損害評価要綱により組合が損害評価を行い、農林水産省の認定を経て損害額を算出しお支払いします。

①全相殺減収方式、全相殺品質方式及び半相殺方式

類区分ごと及び組合員ごとに、共済事故による損害割合が支払開始割合（組合員が選択した割合）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払率を乗じた金額。

②地域インデックス方式

統計地域単位ごとに、共済事故による損害割合が支払開始割合（組合員が選択した割合）を超えた場合に、共済金額に損害割合に応じた支払率を乗じた金額。

③災害収入共済方式

類区分ごと及び組合員ごとに、特定収穫共済限度額（基準生産金額に補償割合を乗じたもの以下「共済限度額」という。）から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済限度額に対する共済金額の割合を乗じた金額。

**(7) 支払開始割合と共済金支払率について**

引受方式		支払開始割合	共済金支払率
全相殺減収方式 全相殺品質方式		2割	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
		3割	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
		4割	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
半相殺方式	減収総合方式	3割	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$
		4割	$5/3 \times \text{損害割合} - 2/3$
		5割	$2 \times \text{損害割合} - 1$
地域インデックス方式		1割	$10/9 \times \text{損害割合} - 1/9$
		2割	$5/4 \times \text{損害割合} - 1/4$
		3割	$10/7 \times \text{損害割合} - 3/7$

**(8) 共済金を支払わない場合について**

共済責任期間中に共済事故によって発生した場合であっても、次のような場合には、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

- ① 通常すべき管理、損害防止義務を怠ったために損害が生じたとき。
- ② 損害防止の指示に従わなかったとき。
- ③ 損害発生のお知らせを怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって事実と反する通知をしたとき。
- ④ 加入申込書の提出後、変更にあたり通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑤ 植物防疫法の規定に違反したために損害が生じたとき。
- ⑥ 正当な理由がないのに共済掛金の払い込みを遅延したとき。

**(9) 分割評価について**

通常行うべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から除きます。

### 3. 共済責任期間

#### (1) 共済責任期間について

- ① 全相殺方式、半相殺一般方式、地域インデックス方式、災害収入共済方式  
花芽の形成期から当該花芽に係る果実の収穫するに至るまでの期間です。
- ② 半相殺短縮方式  
発芽期から当該発芽期の属する年の年産の果実の収穫するに至るまでの期間です。

### 4. 引受条件(共済金額等)

#### (1) 基準収穫量について

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、半相殺方式は標準収量表をもとに、10 アール当たり基準収穫量を算定します。

全相殺減収方式は、組合員の過去の出荷実績(概ね全量出荷)、青色申告書等又は確定申告関係書類をもとに、10 アール当たり基準収穫量を算定します。

全相殺品質方式、災害収入共済方式は、組合員の過去5か年の出荷実績(概ね全量出荷)又は青色申告書等をもとに、10 アール当たり基準収穫量を算定します。

地域インデックス方式は統計単位地域ごとの統計単収の過去5か年中中庸3か年の平均値をもとに、樹齢構成係数を乗じて基準収穫量を算定します。

#### (2) 共済金額について

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

- ① 全相殺減収方式、全相殺品質方式、半相殺方式及び地域インデックス方式  
共済金額(類区分ごと及び組合員ごと) = 標準収穫金額の40%に相当する金額以上であって標準収穫金額に補償限度割合を乗じて得た金額以下の範囲内で組合員が申し出た金額  
標準収穫金額 = 標準収穫量 × 果実の単位当たり価額(細区分を定めた類区分にあっては、細区分ごとの(標準収穫量 × 果実の単位当たり価額)の合計金額)
- ② 災害収入共済方式  
共済金額(類区分ごと及び組合員ごと) = 基準生産金額の40%に相当する金額以上であって共済限度額以下の範囲内で組合員が申し出た金額  
共済限度額 = 基準生産金額 × 補償割合

#### (3) 果樹共済による種類の選択について

- ① 果樹共済による種類(引受方式、支払開始割合、補償割合)は、事業規程で定めるうち、類区分ごとに各々1つを選択できます。
- ② 災害収入共済方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。

### 5. 共済掛金等に関する事項

#### (1) 共済掛金について

- ① 類区分ごとに、次のように算定します。  
組合員負担掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金
- ② 共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年間の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。なお、農林水産大臣が定めた共済掛金率に、組合員ごとに過去20年間における直近年のウェイトを高めた損害率の加重平均により、組合員ごとに危険段階別共済掛金率を毎年設定します。

### 6. 共済掛金等払込みにに関する事項(払込み方法・払込み期日)

#### (1) 組合員負担掛金の払込み(納付)について

組合員負担掛金の払込み(納付)は、払込(納付)金額、期日及び場所を記載した掛金払込通知書(掛金賦課金納入告知書)をもって払込み(納付)します。また、払込(納付)金額には賦課金(事務費)を含んでいます。

### 7. 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項

#### (1) 共済掛金不払による解除について

正当な理由がないのに共済掛金等の払込を遅延したときは、果樹共済の共済関係を解除します。なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

#### (2) 重大事由による解除について

次のような場合には、果樹共済の共済関係を解除します。

なお、共済関係の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 組合員が、共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。

- ② 組合員が、共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- ③ 上記に掲げるもののほか、信頼を損ない、果樹共済関係の存続を困難とする重大な事由があること。

### (3) 責任期間中の農業経営収入保険への移行について

- ① 農業経営収入保険へ移行する場合、共済関係の解除申出書を組合に提出ください。
- ② 組合は共済関係を解除し、既に支払われた共済掛金を全額返還するとともに、事務費賦課金については月割りにて返還します。  
なお、掛金等のお支払い前に共済関係を解除する場合は、経過分の事務費賦課金を月割りでお支払いいただきます。

## II. 「注意喚起情報」の項目

### 1. 告知義務等の内容

加入申込書の項目について告知していただく義務（告知義務）があります。この告知事項について、故意又は重大な過失により不実の告知をしたときは果樹共済関係を解除する場合があります。

### 2. 加入者の義務について

#### (1) 加入申込書の提出後の変更通知

加入申込書の提出後、記載内容に誤り、又は変更が生じたときは、速やかに組合までご連絡ください。連絡がない場合は、共済金の一部又は全額をお支払いできないことがあります。

#### (2) 損害発生通知

共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなり共済金をお支払いできなくなることがあります。

#### (3) 損害防止の義務

果樹について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有します。また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

### 3. 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・国の二段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減されることがあります。

## III. その他の項目

### 1. 個人情報の取扱いについて

加入申込書により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために業務に必要な範囲で利用します。

- (1) 組合は、共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため国との間で個人情報を共同利用します。
- (2) 法令により必要と判断される場合、組合員・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、農林水産省との保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。
- (3) 個人データに第三者の情報が含まれており、組合員から組合へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合、組合員が責任を負い、組合には責任が及ばないこととします。